

## 4

平澤 毅 文化庁 文化財第二課・主任文化財調査官（名勝部門）

Tsuyoshi HIRASAWA (Chief Senior Specialist for Cultural Properties, The Agency for Cultural Affairs)

## 1. 日本の「公園」

日本の「公園」は、その価値内容の観点から、近代を特徴付ける文化財や文化遺産、あるいは文化的資産を最も表象するモチーフのひとつである。

第一に、それは「公園」そのものが近世以前には存在しないことによる。「公園」は優れて近代の制度に創設され、また、「公園」の存在そのものが、近世世界から近代社会への遷移の中で生じる揺らぎを一定の区域に定着させた或る種発明とも言うべき側面を有する。

そうした日本の「公園」の多くは、まったく新たに造営されたものではなく、近世から受け継がれてきた資産の読替から始められた点には注目する必要がある。

既往の資産を応用したという意味で、旧大名庭園などは、ヨーロッパにおける王室の狩猟園を起源とした著名な公園の数々と共通する点もあるが、日本においては「人民輻輳ノ地ニシテ古來ノ勝區名人ノ舊跡等是迄群集遊観ノ場所」を「永ク万民偕楽ノ地」である「公園」として設定しようとしたもので、そうした素地が既に前代までに備わってきた名所旧跡の質を念頭に置いたものであった点で大きく異なる。

わが国の都市公園制度の嚆矢を成すこの正院達第16号が発せられた明治時代初頭は、近世的な土地管理体制の解体と近代国家建設のための社会資本整備の急速な展開、そして、そうした飛躍による旧物一新に対する揺り戻しの反応とが交錯する時勢にあった。

爾来150年を経て、日本の「公園」は全国各地に遍く普及するとともに、近代以降におけるさまざまな社会的活動の場として展開し、関連する諸施策も極めて多様な発展を遂げてきた。そうしたなかで、近年注目される地域の実情に応じた都市公園の個性ある経営も念頭に、名所旧跡と都市公園の関係を考えてみたい。

## 2. 近世以前の名所旧跡と公園の園地

「名所」（めいしょ）の淵源は「などころ」にある。そして、古代から近世に至る「などころ」から「名所」への展開は近代日本における「公園」の揺籃を成した。

『新編大言海』（大槻文彦、1956、富山房）は「名所」を「ナドコロ。景色ナドニ格段ニ名立タル地。多クハ古人ノ歌ニヨメル地ヲ云フガ如シ、歌ナキハ旧跡ナリ。」として、「名所」と「旧跡」とを区別する認識も併せて示しているが、広くは「名所旧跡」と熟語し、時代を通じて景色や事蹟に知られ、人々に親しまれてきた評判の場所というのがいまの理解の一般と言える。

古歌に詠まれた数々の名所（などころ）は、中世の紀行文や近世の名所記、名所図会などを通じて、実際に訪れる名所（めいしょ）として広く普及してきた。そうした認識は郷土の矜持のほか、来訪する多くの人々を迎える旅宿の生業などを育むとともに、その風景の維持にもさまざまな努力が払われてきた。

一方、公に開かれた営造物としての「公園緑地」を形態の面から考えてみると、古代都城の街路樹にまで遡ることができる。その様子は、『万葉集』の大伴家持「春の日に萌える柳を取り持ちてみれば京の大路し思ほゆ」や、『古今和歌集』の素性法師「見渡せば柳桜を都ぞ春の錦なりける」などに窺われ、平城京や平安京における風致の一端を今日に伝えている。この奈良時代から平安時代には、後に近代日本の「公園」成立において深い結び付きを有する「庭園」の文化が日本に定着し、固有に発展したという点で日本造園史の考察にも重要な示唆を提供する。また、律令制下の各地を結ぶ道路制度初期には沿道の樹木にすることが窺われ、中世から戦国末期に至る取組を経て、江戸時代の街道並木の整備に展開していくことも注目される。



図1 隅田川堤春景(『江戸名所図会』)<sup>5)</sup>

こうした樹木の集植による並木や街路樹の整備は、特に徳川八代将軍吉宗の治世における園地の積極的な造成と管理にも繋がる固有な特徴を見ることができ。すなわち、その顕著な事例には、御持院が原などの火除地の設置と利用のほか、隅田川堤、御殿山、飛鳥山、中野桃園、小金井桜などの園地造成が挙げられる。

隅田川堤(図1)は、寛文年間(1661-1673)に四代将軍家綱が常州桜川のサクラを植えたのを初めと伝え、享保年間(1716-1736)には吉宗の命により隅田川御殿の庭の背景となる堤上にサクラ並木を植え、後に加えてモモ、ヤナギ、サクラを植え足すとともに、名主に指示して「定 一、此桃柳桜御用木ニ候間枝折又は抜取不可者也」という制札を立てさせて管理をさせた。そして、花時には人がたくさん集まるようになって百姓が茶店を出し、これに見張番も兼ねさせ、幕末に至るまで公の園地として定着した。こうした観点から、御殿山、飛鳥山、中野桃園、小金井桜の経過も併せて見てみると、地域施策の進展にも対応して、公設公営から公設民営へ、そして、民設民営へという流れを窺うことができ、その展開は今日的にも興味深い。

これらのほかにも、近代日本に「公園」というものが開設される以前に広く公開された園地としては、元禄の初め頃(1700前後)に徳川光圀がよく整備して身分の貴賤に関わらず開放した事蹟を有する水戸藩江戸中屋敷の後楽園、松平定信が享和年間の頃(1800前後)に設け四民共楽の地とした白河の南湖、徳川斉昭が天保年間(1830-1844)に整備して庶民の遊楽のために開放した水戸の偕楽園、そして、民間においても佐原鞠塙が文化年間(1804-1818)に野路の景色を築いた向島の百花園などが著名である。

### 3. 名所旧跡の近代と都市公園

近世における名所旧跡はそれ自体としてよく普及していたと言えるが、一方でその取扱いはそれぞれであったとも言えるべきである。それが共通のメルクマールあるものとして取扱いが示されたのは、明治5(1872)年7月の地券発行に伴って明らかにされた「地所名稱區別」においてであった。

それを明治7年11月7日太政官120号公布「明治六年三月第百十四号地所名稱區別左ノ通り改定候條此旨布告候事」に見れば、「官有地」の第三種「地券ヲ發セス地租ヲ課セス地方税ヲ賦セサルヲ法トス」ものとして、「山岳、丘陵、林藪、原野、河海、湖沼、池澤、溝渠、堤塘、道路、田畑、屋敷等其他民有地ニ非サルモノ」などとともに「各所ノ舊跡名區及公園等民有地ニ非サルモノ」が示されたのである。

これに先立つ明治5年4月12日大藏省第53号達では「先般荒蕪除地等拂下ノ義公布、相成候二付八於各地方古來ヨリ聲譽ノ名所古蹟等八素ヨリ國人ノ賞觀愛護スヘキモノニ付右等ノ場所ハ切リニ破壊伐木セサル様篤ト注意可致事」(下線は筆者による。)としていて、古くからの名所旧跡に対する価値認識を改めて思い起こさせるとともにそれらの維持を促した。

同様の事情は、今日における「文化財」の取扱いの嚆矢となった明治4年5月23日太政官布告第251号の所謂「古器舊物保存方」に「古器舊物ノ類ハ古今時勢ノ變遷制度風俗ノ沿革ヲ考證シ候爲メ其裨益不少候處自然厭舊競新候流弊ヨリ追々遺失毀壞ニ及ヒ候テ八實ニ可愛惜事ニ候條各地方ニ於テ歴世藏貯致シ居候古器舊物類別紙品目ノ通細大ヲ不論厚ク保全可致事」として、明治維新による諸制度の改革と風俗慣習の変革、文明開化の風潮に伴う旧弊打破の行き過ぎた動向、特に所謂一連の「神仏分離令」に伴う廃仏毀釈の誤った理解の急速な広がりに対する反応にも見て取れる。

この流れを汲んだ「古社寺保存法」(明治30年6月10日法律第49号)第19条は「名所舊蹟ニ關シテハ社寺ニ屬セサルモノト雖仍本法ヲ準用スルコトヲ得」として、同様に保存すべき対象としての名所旧跡の認識を改めたが、それが実際に施行されたのは「史蹟名勝天然紀念物保存法」(大正8年4月10日法律第44号)からと言わざるを得ない。その契機のひとつとなった

明治44年帝国議会における「名所舊蹟古墳墓保護ニ關スル建議案」では「名所舊蹟ノ如キハ歴史上關係尠ナカラサルノミナラス旅人ヲシテ一種ノ趣味ヲ有セシメ或ハ懷古ノ情ヲ喚起シ人心作興上大ナル利益アルノミナラス外國ニ對シテモ誇ト爲スヘキモノノ一ニ屬ス」とし、また、「史蹟及天然記念物保存ニ關スル建議案」の提案理由では、明治時代半ば以降の「軌近國勢の發展ニ伴ヒ土地ノ開拓道路ノ新設鐵道ノ開通市區ノ改正工場ノ設置水力ノ利用」等の種々の開発の進展によって国土から失われつつある貴重な史蹟と天然記念物に対する保存方策を講じることを求めた。

今日の「記念物」の基本を成すこれらの認識は国土に複層する歴史と文化の徴証について、それらの成り立ちの人工か天然かを問わず、また、対象の推移過程が終止しているか、いまなお進行しているのかも問わない点で「文化財」の中でも特異な枠組みと言えるが、明治時代初期における「公園」の設定は、そうした対象となる土地について明治時代を通じ多くを存置し、大正時代以降におけるこうした取組を進める上で不可欠なプラットフォームを提供したとも言える。

#### 4. 名所旧跡としての都市公園

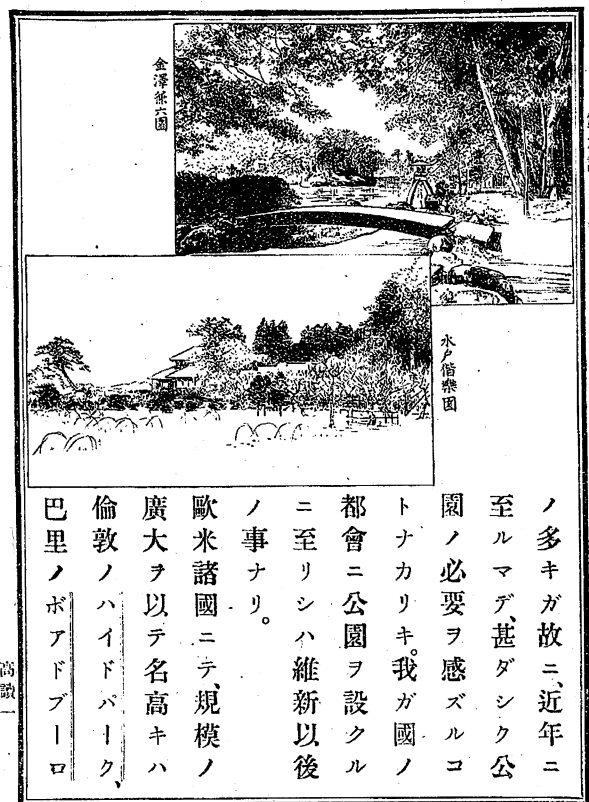
明治末年頃までには公園のうちでも風致の美を以て、水戸の偕樂園(明治6年開園)、金沢の兼六園(明治23年開園)、岡山の後樂園(明治17年開園)が「日本ノ三公園」として広く知られていた。『高等小學讀本』(図2)で、なおさらに高松の栗林公園(明治8年開園)はこれらに優っているとも述べられているのは、近世からの造園的な資産のうちでも旧大名庭園の存在がいかに日本における初期の公園観の形成に大きな影響を及ぼしていたことを窺わせる。史蹟名勝天然記念物保存法ではその対象を保存要目に定め、その名勝之部の第一に「著名ナル公園及庭園」掲げ、これら4つの公園は、奈良公園(明治13年開園)とともに、史蹟名勝天然記念物保存法に基づき大正11年3月8日に名勝として初めて指定された。ほかにも、巖島公園(明治6年開園)、松島公園(明治35年開園)、天橋立公園(明治38年開園)、嵐山公園(明治39年開園)など、著名な名所旧跡に設置された公園は少なくない。

一方、過去の資産を基礎とせず、造営された都市公



第六課 公園

二十三



第六課 公園

二十二

ニ、伯林ノチーアガル  
 テン、紐育ノ中央公園  
 等ナルベシ。我が國ニ  
 テ風致ノ美ヲ以テ世  
 ニ聞エタルハ、水戸ノ  
 偕樂園、金澤ノ兼六園、  
 岡山ノ後樂園ニシテ、  
 之ヲ日本ノ三公園ト  
 稱ス。然レドモ高松ノ  
 栗林公園ハ木石ノ雅  
 趣却ツテ此ノ三公園

ノ多キガ故ニ、近年ニ  
 至ルマデ、甚ダシク公  
 園ノ必要ヲ感ズルコ  
 トナカリキ。我が國ノ  
 都會ニ公園ヲ設クル  
 ニ至リシハ維新以後  
 ノ事ナリ。  
 歐米諸國ニテ、規模ノ  
 廣大ヲ以テ名高キハ  
 倫敦ノハイドパーク、  
 巴里ノポアドブロー

図2 文部省『高等小學讀本』(大正元年)<sup>19)</sup>に掲載された「公園」の一節

園には、幾星霜の履歴を積み重ね、現代の名所旧跡とも言うべき存在として定着しているものもある。

文化財保護の取組としては、この20年来、特に名勝地としての都市公園について、山手公園(平成16年2月17日名勝指定)、東遊園地(平成23年9月21日登録記念物)、白山公園(平成30年10月15日名勝指定)など、太政官布達以前からの履歴を有するもののほか、昭和29年に開設された平和記念公園(平成19年2月6日名勝指定)などの実績がある。近年の事例には、民設民営から始まった哲学堂公園(令和2年3月10日名勝指定)があり、また、都市公園に準じる事例として小石川植物園(平成24年9月19日名勝及び史跡指定)もある。これらのほかにも、我が国初の本格的な都市公園として明治36年開園の日比谷公園や、これに並んで日本近代造園史の重要なエポックである大正時代造営の明治神宮内外苑、あるいは、震災復興52小公園のうち昭和5年開園の元町公園なども、当初からの風致景観をいまに伝える数々の貴重な名所旧跡を代表する顕著な事例と言うべきであり、同様の事例は改めて全国各地にも窺われるべきである。

「公園緑地」というときの「緑地」概念は東京緑地計画協議会が昭和8年1月に「緑地ノ意義ニ関スル件」として定めた「緑地トハ其ノ本来ノ目的ガ空地ニシテ宅地商工業用地及ビ頻繁ナル交通用地ノ如ク建蔽セラレザル永続的ノモノヲ謂フ」との考え方を基礎としている。その永続性の故にそれぞれの公園緑地に生まれ続ける生命力は地域社会における生活文化の推移変遷とともにあり、それはまた生活文化の地域性を育てていく。その一方で、現在の都市公園法第16条「都市公園の保存」の規定は、それぞれの都市公園の個性やそれらが置かれている固有な状況などの具体を反映し、それらを維持継承するには少々よそよそしいようにも思われ、それぞれの都市公園に刻まれてきた履歴を尊重できるパラダイムを模索したいところである。

名所旧跡は土地に結び付いた heritage(国や社会が長年にわたって保ってきた、その個性の重要な一部と考えられている歴史や伝統、本質)として、移設や代替による保全が不可能なものであるとともに、都市公園は変化していく社会に対応して生き続けることに本質を有するので、既に現代の名所旧跡ともなっている個性ある都市公園の取扱いには実に慎重にありたい。

#### 【参考・引用文献】

- 1) 佐藤昌(1977):『日本公園緑地発達史(上)』:都市計画研究所
- 2) 末松四郎(1981):『東京の公園通誌 上』:郷学舎
- 3) 田中正大(1974):『日本の公園』:鹿島出版会
- 4) 長谷川成一(1996):『失われた景観 名所が語る江戸時代』:吉川弘文館
- 5) 原田幹校訂(1967):『江戸名所圖會 下』、新人物往来社
- 6) 平澤毅(1996):近世以前の日本における並木の成立と発展:国際交通安全学会誌,22(1),4-12
- 7) 平澤毅(1997):江戸時代の公共緑地政策—徳川吉宗による公共園地の整備を中心に—:井手久登編『緑地環境科学』,朝倉書店,2-13
- 8) 平澤毅(1997):享保期における江戸の園地政策—鷹狩・新田開発との関わりとして—:関東近世史研究会編『近世の地域編成と国家』,岩田書院,169-206
- 9) 平澤毅(1999):江戸名所以前における名所観念の発展と文化的景観:『奈良国立文化財研究所学報第58冊・研究論集X』,奈良国立文化財研究所,51-104
- 10) 平澤毅(2004):名勝小金井(サクラ)の価値とその保護:『文化財の保護』,東京都教育委員会,19-24
- 11) 平澤毅(2011):奈良時代までの庭園—平安時代庭園検討の前提として—:奈良文化財研究所学報第86冊 研究論集17『平安時代庭園の研究—古代庭園研究II—』,独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所,9-39
- 12) 平澤毅(2014):公園に生きる歴史文化資産:『公園緑地』,75(2). 日本公園緑地協会,5-9
- 13) 平澤毅(2016):名所と名勝:神崎宣武ほか編『日本文化事典』,丸善出版,286-287
- 14) 平澤毅(2017):『名勝地保護施策に関する研究』:東京大学学術情報リポジトリ
- 15) 平澤毅(2018):歴史的庭園の生きた保存と活用:『都市公園』,221,東京都公園協会,16-19
- 16) 平澤毅(2021):百年の名勝:日本歴史学会編集,『日本歴史』,876,吉川弘文館,69-86
- 17) 平澤毅(2022):歴史公園:亀山章編『造園大百科事典』,朝倉書店,210-211
- 18) 前島康彦(1989):『東京公園史話』:財団法人東京都公園協会
- 19) 文部省(1912):『高等小學校讀本』